

原議保存期間	5年（令和11年3月31日まで）
有効期間	二種（令和7年3月31日まで）

警察庁丁運発第62号、丁技企発第226号
令和6年3月26日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁長官官房技術企画課長

関係道府県警察本部長 殿
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局情報通信部長
四国警察支局長
東京都警察情報通信部長
北海道警察情報通信部長
各府県（方面）情報通信部長
警視庁総務部長
警視庁交通部長
各府県警察本部長

オンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習）モデル事業の実施について（通達）

現在、4道府県（北海道、千葉県、京都府及び山口県。以下「モデル県」という。）で実施中のオンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習）モデル事業（以下「本モデル事業」という。）については、「オンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習）モデル事業の実施について（通達）」（令和5年7月25日付け警察庁丁運発第106号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用されているところであるが、令和6年度においても、下記のとおり運用することとしたので、モデル県警察においては、その適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和6年4月1日をもって廃止する。

記

1 実施期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間

2 モデル事業対象者

本モデル事業の対象者は、モデル県に住所地を有する優良運転者及び一般運転者で、以下のいずれにも該当するものとする。

- 運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の一月前から当該運転免許証の有効期間が満了する日までの間が上記実施期間に重なる者であって、本モデル事業に関する事項が記載されたモデル県の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の更新連絡書の送付を受けていること。
- マイナンバーカードを保有し、かつ、有効な署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を受けていること。
- 最初にマイナンバーカードによる個人認証（専用サイトへのログイン）を行った時点のマイナンバーカードの住所がモデル県内となっており、かつ、当該モデル県の公

安委員会で運転免許証の有効期間の更新の申請（以下「更新申請」という。）を行おうとする者であること。

- 講習動画視聴時点で道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者、同項第5号に規定する特定取消処分者又は同法第101条の2第1項の規定により更新申請をしようとする者（期間前更新者）のいずれにも該当しないこと。
- 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由した更新申請（以下「経由申請」という。）を行おうとする者（北海道内の各方面本部の間で経由申請を行おうとする優良運転者を除く。）に該当しないこと。

3 受講手順

受講手順は以下のとおりであり、いずれも受講者の同意の下に行われるものである。

- 受講者のスマートフォン又はパソコン等（以下「スマートフォン等」という。）により、アプリケーションストア（App Store、Google Play）からマイナポータルアプリをインストール（パソコンの場合は、ダウンロードサイト（マイナポータル）からマイナポータルアプリとブラウザ拡張機能／アドオンをインストール）する。
- 専用サイトにアクセスし、当該スマートフォン等（パソコンの場合は別途用意したICカードリーダー）でマイナンバーカードを読み取る（マイナンバーを収集することはない。）。
- 署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）に続いて運転免許証番号を入力する。
- 受講者の住所地を管轄する公安委員会（モデル県の公安委員会に限る。）に対応する講習動画を視聴する。

講習動画の視聴中に受講者が画面の案内に従って当該スマートフォン等のインカメラ（インカメラがないパソコンの場合は、外付けWebカメラが別途必要となる。）を起動し、受講者の顔画像を計3回撮影する。
- 一般運転者にあつては、講習動画視聴後に、自動車等の運転について必要な適性に関する調査（以下「運転適性診断」という。）を実施するが、その際、受講者の顔画像を1回撮影する（優良運転者が任意で運転適性診断を実施した場合を除く。）。
- 講習動画の視聴、運転適性診断の実施（優良運転者は任意）が完了した後、アンケートに回答すると、受講終了となる。

4 専用サイト

専用サイト（名称：オンライン更新時講習モデル事業）では、講習動画、運転適性診断の配信、「お知らせ」の掲示等を行う機能に加え、運転教育・広報動画の任意視聴が可能となっている。

5 講習内容

(1) 講習動画

モデル県警察で作成する講習動画については、警察庁から各都道府県警察に提供している更新時講習用映像教材を活用するとともに、各講習別に以下の項目を充足する内容とすること。

ア 優良運転者講習

(ア) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第1号の表の優良運転者に対する講習の項第二欄第一号から第三号までに掲げる講習事項が含まれていること。

(イ) 教本の内容が引用されていること。

(ウ) 講習動画のチャプターごとに確認テスト、解答及び解説を挿入すること。

イ 一般運転者講習

(ア) 府令第38条第11項第1号の表の一般運転者に対する講習の項第二欄第一号から第三号までに掲げる講習事項が含まれていること。

(イ) 教本の内容が引用されていること。

(ウ) 講習動画のチャプターごとに確認テスト、解答及び解説を挿入すること。

(2) 運転適性診断

ア 府令第38条第11項第1号の表の一般運転者に対する講習の項第二欄第四号の運転適性診断については、オンラインにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易的な設問に回答させ、その回答結果に基づき、安全運転のための具体的な留意事項を解説する動画を視聴させるものとする。

なお、運転適性診断に使用する設問及び解説動画は警察庁から提供する。

イ 優良運転者については、任意で実施することができるものとする。

6 更新手続

本モデル事業で講習を受講した者（以下「モデル受講者」という。）に係る運転免許証の有効期間の更新の手続（以下「更新手続」という。）については、従来どおり、運転免許センター等において、更新申請書及び質問票の提出、適性検査、写真撮影等の所定の手続を行うほか、以下の点について留意すること。

(1) 受講事実の確認及び来場実績登録

更新窓口における受講事実の確認については、モデル県の警察本部（方面本部を含む。）、警察署（分庁舎及び交番を含む。）等に設置した端末装置（以下「警察WAN端末」という。）から後述するモデル受講管理ファイルにアクセスし、更新申請を行ったモデル受講者の運転免許証番号を入力することによって得られる氏名、住所、生年月日及びモデル受講者が講習動画等の視聴中に撮影した自身の顔画像（以下「顔画像」という。）と更新申請を行ったモデル受講者の運転免許証の記載事項等を突合することにより行うこと。

なお、運転免許証番号を入力しても更新申請を行ったモデル受講者の情報が得られない場合には、氏名又は生年月日を入力して受講事実を確認することも可能である。

また、受講事実の確認を行ったモデル受講者のデータについては、7(6)アに定める登録を確実に行うこと。

(2) 本人確認等

モデル受講者の更新手続に当たっては、更新連絡書等により、講習区分を確認の上、視聴した講習動画等と矛盾がないかを確認すること。

また、更新連絡書を持参しないモデル受講者については、所要の照会等を徹底し、

本人確認と併せて優良運転者又は一般運転者の該当性についても厳格に審査するとともに、新たな運転免許証の交付時における本人と写真との突合による本人確認を徹底すること。

(3) モデル受講者の利便性の向上

モデル受講者の更新手続については、運転免許センター等の即日交付窓口はもとより、モデル県警察の実情に応じて、可能な限り警察署等の後日交付窓口においても受付可能とするとともに、モデル受講者その他の申請者との動線の分離や新たな運転免許証の交付時間の短縮等により、モデル受講者の利便性の向上に努めること。

(4) その他

教本については、新たな運転免許証の交付時等に確実に交付すること。また、一般運転者講習で使用している運転適性診断に係る検査用紙については、交付を要しない。
なお、モデル受講者からの問合せ等に対しては、丁寧に対応すること。

7 受講管理業務

本モデル事業における受講管理業務（以下「受講管理業務」という。）の実施に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 目的

受講管理業務は、モデル県警察におけるモデル受講者に係る受講事実の確認を効率的かつ確実に実施し、もって適正かつ円滑な運転免許証更新事務の遂行に資することを目的とする。

(2) 基本構成

受講管理業務は、警察庁長官官房技術企画課情報処理センターに設置したサーバ及びこれに電気通信回線を介して接続する警察WAN端末並びにこれらの用に供するプログラムを用いて行う。

(3) 運用体制

ア 警察庁

- (ア) 警察庁に警察庁運用責任者を置き、警察庁交通局運転免許課長をもって充てる。
- (イ) 警察庁運用責任者は、受講管理業務の適正かつ円滑な実施のための指導及び調整を行うものとする。
- (ウ) 警察庁運用責任者は、(イ)の任務を遂行するに当たり、警察庁運用責任補助者を指定し、その任務を補佐させるものとする。
- (エ) 警察庁長官官房技術企画課長は、本業務の円滑な運営に資するため、警察庁運用責任者に対し、必要な助言を行うものとする。

イ 警察本部

- (ア) モデル県の警察本部に本部運用責任者を置き、受講事実の確認等の事務を担当する課の長をもって充てる。
- (イ) 本部運用責任者は、警察庁運用責任者の指導及び調整の下に、ウ(ア)で定める警察署等運用責任者と連携し、受講管理業務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。
- (ウ) 本部運用責任者は、(イ)の任務を遂行するに当たり、警察本部における本部運

用責任補助者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

ウ 警察署等

(ア) 警察署等に警察署等運用責任者を置き、警察署長をもって充てる。

(イ) 警察署等運用責任者は、本部運用責任者の指導及び調整の下、本業務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

(ウ) 警察署等運用責任者は、(イ)の任務を遂行するに当たり、警察署等における警察署等運用責任補助者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

(4) ファイルの作成

ア ファイルの種類

受講管理業務で作成するファイルの名称及び内容は次のとおりとする。

名 称	内 容
モデル受講管理ファイル	モデル受講者の受講事実に基づき自動的に作成されるファイル

イ ファイルの作成目的

モデル受講管理ファイルは、モデル受講者に係る更新手続の事務の効率化を図ることを目的とする。

ウ ファイルに記録される事項

モデル受講管理ファイルには、モデル受講者のユーザID、氏名、住所、生年月日、運転免許証番号、顔画像、撮影回数、撮影日時、県コード、講習区分、受講終了日時及び来場日時（以下「モデル受講者情報」という。）が記録される。

(5) 照会

ア 照会の種類及び内容

受講管理業務における照会の種類及び内容は、次のとおりとする。

照会の種類	内 容
照会検索	モデル受講管理ファイルから受講事実の確認を行うための照会

イ 照会方法

(ア) 照会の手続

照会は、警察WAN端末を用いて行うものとする。

(イ) 照会要領

運転免許証番号、氏名又は生年月日を基に、モデル受講管理ファイルを照会検索し、その結果一覧から対象者を選択することにより、モデル受講者の詳細情報を確認することができる。

(6) 登録

ア 登録の種類及び内容

受講管理業務における登録の種類及び内容は、次のとおりとする。

登録の種類	内 容
来場実績登録	来場日時の新規登録
来場実績登録解除	登録した来場日時を解除（削除）する登録

イ 登録方法

(7) 登録の手続

登録は、警察WAN端末を用いて行うものとする。

(イ) 登録要領

a 来場実績登録

照会検索において、モデル受講者の詳細情報から受講事実の確認を行った場合、来場実績登録の選択を行うことにより来場日時が登録される。

b 来場実績登録解除

登録された来場日時を解除（削除）する必要がある場合は、来場実績登録解除の選択を行うことにより来場日時が削除される。

(7) 自動抹消

モデル受講管理ファイルに記録されるモデル受講者情報が自動的に抹消されるタイミングは次のとおりとする。

ア 受講終了日時が登録されていない場合

受講者情報の初回登録日から起算して80日の経過後

イ 受講終了日時が登録されており、来場日時が登録されていない場合

受講終了日から起算して365日の経過後

ウ 来場日時が登録されている場合

来場日から起算して1日の経過後

(8) 警察WAN端末の操作担当者及びアクセス権に関する事項

ア 本部運用責任者及び警察署等運用責任者は、受講管理業務を実施するために必要とする範囲内で、受講管理業務に係る警察WAN端末の操作担当者を指定するものとする。

イ 操作担当者のユーザIDの申請等については、警察庁が別途指示するところによる。

ウ 本部運用責任者及び警察署等運用責任者は、1つのユーザIDを複数の操作担当者で共有して利用させてはならない。

エ 本部運用責任者及び警察署等運用責任者は、操作担当者として指定した者以外の者に受講管理業務に係る警察WAN端末の操作を行わせてはならない。また、操作担当者に付与したアクセス権の範囲外のアクセスを行わせてはならない。

オ 操作担当者については、ユーザID及びパスワードにより認証するものとする。

カ ユーザID及びパスワードを付与された操作担当者は、パスワードが他に漏れないように適正に管理しなければならない。

(9) 運用時間

受講管理業務の運用時間は、原則として7時30分から18時00分までとする。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日を除く。）は運用しないものとする。

(10) 安全の確保

ア 情報セキュリティ

受講管理業務のセキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

イ 管理対象情報の分類

受講管理業務に係る「警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか別添）第5の1(2)アに規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
受講管理業務	2（中）	2（高）	2（高）

ウ 個人情報照会に関する記録の取扱い

個人情報照会に関する記録の適正な取扱いについては、「警察共通基盤システム等運営要領」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第22号ほか別添）の規定に準じるものとする。

エ 部外への委託

部外へ委託する場合には、警察情報セキュリティポリシーの定めるところに基づき、必要な措置を確実に講じること。

(1) その他

受講管理業務の実施に必要な細部事項については、別途定める。

8 その他

(1) 実施体制の構築

本事業は、モデル事業として実施するものであることから、従来の対面式の講習を受講する者の利便性を損なうことのないよう、引き続き、所要の実施体制を確保すること。

(2) 効果的な広報等の実施

モデル県警察ホームページ等の広報媒体を活用して、受講対象者や受講手順等について、分かりやすい広報に努めること。

(3) 報告・連絡の徹底

システムの障害等を認知した場合は、警察庁（交通局運転免許課又は長官官房技術企画課）に即報するほか、本モデル事業の運用に関する疑義等が生じた場合については、速やかに警察庁交通局運転免許課に報告すること。